

改 正 後	<p style="text-align: center;">(司法警察員の処置)</p> <p>第三百十条 司法警察員は、被疑者を逮捕し、又は逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちにその者について次に掲げる処置をとつた後、被疑者の留置の要否又は釈放について、警察本部長又は警察署長の指揮を受けなければならない。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 前号に掲げる処置をとるに当たつて、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示すること。</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p> <p>「項を削る。」</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>
改 正 前	<p style="text-align: center;">(司法警察員の処置)</p> <p>第三百十条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>三 略</p> <p>「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>三 司法警察員は、刑法第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について第一項第二号に掲げる処置をとるに当たつては、被疑者に対し、刑法第二百九条の規定により準用する刑法第七十八条第一項の申出ができる旨を教示しなければならない。</p> <p>4 「同上」</p> <p>5 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。